

室町初期における伊勢氏の動向

—貞継を中心として—

宮 崎 隆 旨

一

室町期における伊勢氏は、幕府の政所執事を世職とする一方、將軍家子息の傅育役を務めるなど歴代の將軍とも密接な繋がりを持ち、幕府に重きをなした特異な家柄として知られている。ことに義政期における貞親の擡頭は著しく、蔭涼軒主季瓊真薬等と共に幕政を壟断し、権力にまかせて手中に収めた所領も少なくな^①、またその職権から京の土倉・酒屋を被官化した形跡も認められ、「權勢進退三職家」と評される専横ぶりはよく人口に膾炙されているところである。

このように貞親の表面的な動きを垣間見るだけでも、室町時代の政治上に及ぼした伊勢氏の影響は決して小さくないことが窺われるが、これを正面からとりあげた論考はほとんど見当たらず、意外に伊勢氏の具体的な姿は明らかにされていない。ことに史料の乏しい室町初期やそれ以前の動向については、系図の所伝がそのまま採用されているのが実情であろう。

そこでこの小論では、その擡頭の基盤が形成されたと思われる室町初期の動向を、貞継を中心に考察し、伊勢氏の全体像を捉える足がかりの一つとした。

桓武平氏季衡の流れを汲むという伊勢氏の動向が明確に知られるようになるのは、「建武元年尊氏將軍御供候て」上落したと伝える貞継からである。しかし、後述するごとく貞継には、尊氏上落当初からその近習としての活動がみられ、伊勢氏の足利氏への被官化が、尊氏以前に遡るであらうことは想像に難くない。そこでまず、上落以前における両家の繋がりと、それに関連する伊勢氏の根拠地を探ってみたいと思う。

さて、これまで伊勢氏の本貫地はもとより、上落前の根拠地も不明とされてきた。しかし『蜷川家本伊勢系図』^⑤の貞継の猶子貞信の注記に、

頼継二男也。七郎右衛門尉 法道貞 改幸貞 道松州知行院。応永八十七逝 六十七才。文和二癸巳自上落。国・上落 十九才。(傍点筆者 以下同)

とみえ、貞継の兄頼継の系流は、京都における活動の跡が全くみられないことから、そのまま上総に居たと解されると同時に、貞継を含めた伊勢氏の上落前の根拠地が上総国にあったことを推測させよう。そして、伊勢氏の所領が上総国内に散在していたことは、円覚寺領富田庄知行分との交換を記した次の書状^⑥によって明らかである。

伊勢氏貞信奉行入道書状

円覚寺領尾張国富田庄当知行分与上総国堀代・上郷・大崎三ヶ郷相博事 自寺家堅御所望之間当年一所務之事先申定候了 自他無相違候者後々事者追而可申談候 安堵事 同前候哉 此段先度而使御僧御上落之時申候了

乍去自寺家給連署御契約之状之間 自是捧請文候 可得御意候 恐々謹言

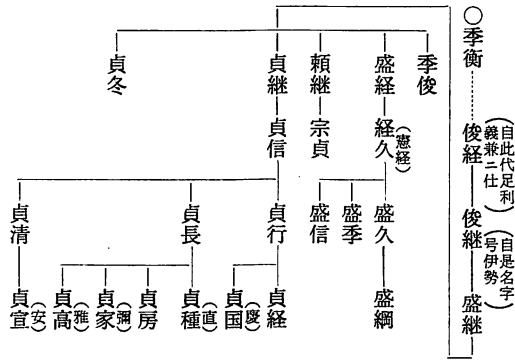
(応永三年カ)
六月十九日

沙彌道貞(カカ)
(花押)

謹上 岡屋安芸入道殿

さらに伊勢氏と上総国の繋がりを確実視させる例証として、嘉暦四年(一三三九)から建武元年(一三三五)にかけて

みられる、上総の守護足利貞氏の守護代「伊勢弾正忠宗繼」(「平宗繼」「伊勢九郎」ともある)の活動があげられる。た
 だ今日に伝わる貞継系のどの系図にも、時期的には貞継とほとんどずれがないにも拘わらず宗繼の名は見出せないの
 で、貞継に直結する近親者ではないと考えるのが穏当のようであるが、一族であることは誤りなからう。そして、俊
 継の時以来伊勢氏を号したとの系図の所伝に従えば、宗繼の守護代という社会的地位から推してこれが嫡流と考えら
 れ、俊継に続く盛継―貞継の系流は支流とみるべきであろう。上洛当初



伊勢氏略系図
 『尊卑分脈』に拠る。()は『蜷川家本伊
 勢系図』・『花營三代記』等で補。

の貞継の身分からも、その点はある程度首肯できる。ともあれ、これら
 の史料の示すところから少なくとも鎌倉後期には、伊勢氏一族が上総国
 を地盤としていたこと、また足利氏と嫡流の間には守護と守護代とい
 うかなり緊密な結び付きのあったことが窺われる。

ところで、両家の被官関係はいつ頃まで遡るのであろうか。多くの伊
 勢系図では足利義兼に貞継の曾祖父に当たる俊経が仕えたのに始まると
 記すが、伊勢氏の根拠地が上総国にあったとすると、その所伝は看過で
 きない意味を持つ。周知のように、義兼は武勇に勝れ、饒阿寺の前身
 堀内御堂を創建し、足利学校を始めたとも言われるなど足利氏中興の祖
 と考えられているが、一方文治元年(一一八五)平家追討の功により上
 総介に任じられ、足利氏の上総支配の礎を築いた人物でもある。以後嫡

子義氏も上総権介千葉秀胤の遺跡を得、守護との推定もあり、続く泰氏・頼氏は共に守護となっている。即ち、上総
 国を媒介とした被官関係の成立が想定されるであろう。勿論、伊勢系図の貞継以前の人脈自体が必ずしも絶対的な信
 頼を置けない―極言すれば俊経の実在自体から問われる―現時点での、これ以上の詮索は無理であり、この所伝のみによ
 って直ちに義兼と俊経個人を結ぶのは性急に過ぎよう。しかし少なくともこの所伝が、義兼の上総介兼任後足利氏の

上総支配の進行する過程において、それも比較的早い時期に伊勢氏がその被官となったことの反映、とみて大過ないのではあるまいか。そして、もしこの推定に誤りなければ、伊勢氏の上総居住も当然それ以前に遡ることになる。

さて、系図には盛経の子として季俊・盛経・頼継・貞継・貞冬の諸子を記す。この内、長子になっていない季俊の動静は、以後の子孫を含めて全く不明である。前記した頼継系の例からすると、あるいは上総に留まっていたのであるうか。盛経は尊氏に従って上洛の途中、手越河原で討死するが、『小田原記』は、後に貞継が重用されるのはこの盛経の死しての忠功によるという。貞継の弟貞冬は貞継と共に上洛したらしく、応安と永和年間に主として荷用の中に名を連ねている「伊勢孫三郎」は貞冬もしくはその子ではないかと思われるが、以後この系流の動向も詳らかでない。かくして、譜代伊勢氏の庶流の一人として尊氏に従って上洛した貞継は、明德二年（一三九一）三月二十九日八三才の夭寿を全うするまでの間に、尊氏・義詮・義満の三代の将軍に互って近侍し、次第に幕府における位置を高めていくのである。

三

建武元年（一三三四）九月賀茂行幸があり、六波羅攻略以後在京していた尊氏は諸兵を率いてこれに扈従するが、その交名の帯刀二番中に「伊勢」（名の部分は虫喰で不明）の名のみえるのが、京都における伊勢氏の動静を伝える最初であり、恐らく貞継であろう。また康永四年（一三四五）の天龍寺供養に際しても、同じく後陣の帯刀として供奉している。かかると行列における帯刀や衛府侍が、將軍のすぐ前後に位置して急に備えるという役柄から、信頼の厚い近習中から選ばれることは改めて言うまでもあるまい。それから間もなく起ったいわゆる観応の擾乱に際しても、尊氏に従い高師直の屋形に馳せ加わっている。

延文三年（一三五八）尊氏薨じて義詮の代になると、貞継はその側近として申次のな地位にあったようである。そして、同年八月には義詮の侍妾紀良子が貞継邸において義満を生み、その後同邸において暫く養育したらしい。その間の

具体的な事情は必ずしも詳らかでなく、後世伊勢氏の子孫の手になる『御代々將軍家御父仁当方參勤次第』(書陵部蔵)は、

鹿園院殿ハ昭禪入道亭春日東調(洞カ)院於屋形御誕生有之 御成人十三御年迄悉皆当方ニ而生立被申〇下

とするが、その後の義詮と義滿の行動を参看すると、遅くとも三条坊門第が新造される貞治三年(一三六四)以前のころではないかと思われる。いずれにせよ、伊勢氏が幕府内に確固たる位置を築く要因の一つとなる將軍家子息の傳育役は、この義滿の例を嚆矢とすることは誤りないようである。その後も産所自体は近習者の内から適宜選ばれ、例えば、永和三年(一三七七)には中条兵庫頭元威邸が、翌年には再び貞繼邸が義滿の室日野業子の産所になっているが、伊勢氏が將軍の子息(原則として嫡男)を傳育することは、自邸が産所に宛てられることの有無に関わらず、以後慣例

年月日	主な行事	備考
永享6年 2月9日	義勝誕生	産所波多野入道元尚宿所
"	初夜御祝	政所沙汰
10日	守刀進上	伊勢貞国
"	河原御祭	勘解由小路在方卿参向
11日	御湯始	政所沙汰
"	御胞衣藏	在方卿と伊勢貞国行う
"	三夜御祝	政所沙汰
13日	五夜御祝	管領(細川持之)参勤
16日	七夜御祝	斯波義卿参勤
21日	後七夜御祝	畠山持国参勤
27日	又七夜御祝	山名常照(照カ)参勤
"	御着衣御祝	
3月3日	御方違	畠山持国宿所
4日	伊勢邸御成	

～以後伊勢邸にて養育～

『御産所日記』(『群書類従』武家部)による。

化するようである。周知のごとく將軍子息の幼時における史料は極めて乏しく、義滿の後継者義持についても、貞行及び貞信が矢開の儀の給奉行や御読書始の申次を務め、『建内記』に「為養君之間 諸事令奉行者也」と注記されているのを知る程度に留まるが、『御産所日記』に詳記する義勝の場合を例にとれば上表のごとく、嘉吉の乱のため急遽將軍に就任する八才まで伊勢邸において養育されている。動きの比較的明白な義尚の場合も、貞親の許への移徙は誕生後二八日目であるから、同書に「御祝ノ次第ハ。一事モ相カハラズ」と記すように、他の嫡男も義勝とほぼ同様の儀式を経た後、伊勢邸に移ったものと思われる。

こうした傳育によって生まれる情誼的な絆が、ことにその子息が將軍になったとき、間接的にせよ伊勢氏の據頭の強力な支柱となることは察するに難くない。またそれゆえに、傳育した子息が將軍となることを望み、時には將軍職をめぐる抗争に荷担することとなるのも、この役務の持つ不可避の性格と言ってもよからう。義政の家督をめぐって弟義規が決定していたにもかかわらず、生母日野富子や勝光の意向も加わり自邸で養育した義尚を押しした貞親一派の動きが、応仁の乱を誘発する一因となったことなどその典型的な例である。

なお、系図類や近世の書には貞継以下の嫡流を「御父・御母」と記し、その由来を、

建武元年等持院尊氏鎌倉より上洛のとき貞継に命じて子息の仮の父母となし……これより義輝に至るまで累代仮の父母となる。

と、説くものが多いが、おそらく義満以後の傳育役から生まれた所伝であろう。ただし、「御父・御母」の呼称、ことに乳母となる「御母」の呼称は將軍周辺の近侍者の間でも用いられたらしく、『慈照院殿御髮置記』（内容は義勝、慶雲殿の記事）に「御所様ユ貞国進上分 白太刀一振……御母進上分 五重……」とみえるのをはじめ、寛正五年（一四六四）の勸進申樂興行の記録『札河原勸進猿樂記』にも「出車衆数多。御藤向。日野殿。伊勢御母參也。御女中。」とあり、その他『蔭涼軒日録』・『親元日記』・『斎藤親基日記』等にも散見する。

ところで、この將軍家子息の傳育役と同様の性格を持って恒例化したものに、將軍の伊勢邸への風呂御成がある。尊氏期にはみられず、義満誕生後の義詮に始まる^②ところをみると、貞継邸での義満養育に起因するのではないかと思われるが、これが義満期になると頻繁となり、風呂始と称される正月四日の御成は遅くとも応永初期には「毎年の儀」となっている。さらに後には風呂始の他に毎月晦日の浴湯御成が加わり、義政期には貞親邸の浴室造営のための材を土岐持益に命じるなど、^③公的な幕府の年中行事となって定着する。將軍家との特殊な繋がりを顕示し、時には政治の場ともなるこの慣習も、幕府における伊勢氏の発言力を増す因子の一つとなったであろうことは充分推察できよう。

以上のごとく、伊勢氏にみられる將軍家との言わば私的な結び付きは、実質的に義満と貞継との間に始まったもの

である。その根柢をなすものは、譜代の家柄に加えて、貞継の三代の將軍に互る一貫した近侍の集積と言つてよいが、後代まで継続し固定化すると言ふ点では、それが他の將軍でなくあくまで義満に始まつたことが重要な意味を持つように思われる。例えば、一時白旗城に逃れた幼少の義満への慰めに赤松氏の家臣が行なつた「鹿離」が「為佳例」幕府の年中行事となつたように、特に將軍にまつわる行事や人事について、以後の歴代將軍の間で「鹿苑院殿御例」・「北山殿佳例」^⑤が墨守されたことは周知のことであろう。その内容からみて伊勢氏のかかる役務も、同様の性格をもつて定着したと考えられる。

ところで、こうした將軍家との私的な繋がり形成される一方、貞継は既奉行や御所奉行、そして政所執事へと補されていく。以下節を改めてこれら公的職掌を検討してみたい。

四

戦乱の相次いだ室町幕府草創期における既に関しては、他の職制同様不明な点が多い。ただ、自から数多くの戦場に臨んだ尊氏の場合、その軍馬の管理は名分的にも軍事的にも重要な意味を持つので、体制は早くから整備されていたと推察される。

大御所事 被仰付状如件

元弘四年二月五日

(足利)
直義(花押)

上榎左近藏人殿
(頼政)

右の直義の御教書は、その年次から正確には室町幕府の既を指すとは言えないが、そうした既の持つ性格を裏付け、母体の存在を示すものである。降つて延文年中に「御所料所」^⑥が海老名氏に預けおかれていたところから、幕府の既の存在が窺われるが、結局、奉行の人事を含めた室町幕府の既が明確な形で知られるのは応安四年(一三七二)伊勢貞継の既奉行補任からで、以後伊勢氏嫡流が世襲する^⑦。当代に入ると別当は置かれないので奉行が長官であることは言

うまでもなく。^⑤

ところで、貞継の厩奉行補任で留意しておく必要があるのは、当代の厩奉行が、幕府の公職ではあるが將軍の家産官僚としての性格の強かったことである。將軍の私的な軍事政權として出発した武家社会においては、厩のそうした体質は本来のものと言えるが、鎌倉期を顧みると、草創期の將軍の持った強い權威と馬を賞翫する風潮が相俟って厩は侍所や公文所等と比肩する独立した機関として存在し、長官たる別当には武人としての名譽職的な性格が加わり、例えば梶原景時や三浦義村といった侍所別当(所司)を兼ねる重臣が宛てられている。^⑥ そうした意味で、前代の厩は一応幕府の公的機関としての性格を備えていたと言える。しかし当代に至ると、まずその別当が置かれず、將軍の家政機関たる政所の管下に入り、また職員の内充を含めた経済的運営は御料所(厩料所)に依存するなど、^⑦ 將軍の私的機関としての性格を濃厚にしている。即ち、その点では前節にみた將軍家に対する貞継の私的な役務と一元性をもつものであり、義満が將軍となって三年後、その個性が発露され始める応安四年という時期を併せ考えるとき、貞継の厩奉行補任には義満との私的な結び付きが背景になっているとみてよからう。

続いて翌応安五年(二三七二)十一月二十日、佐々木高秀を総奉行として義満の御判始の儀式があり、夜に入って「於内々御座」祝の儀が行なわれるが、そこに御所奉行としての貞継の活動をみる事ができる。^⑧ 当代の貞継以前の御所奉行としては、尊氏期の二階堂行誼、義詮期の山名義理が知られるが、^⑨ その具体的職掌を示す史料は乏しい。ただ右の貞継が公的儀式後の言わば將軍の個人的な祝の場においてのみ活動している点や、山名義理の例から推すと、制度化する前の奏者役を兼ねた、主に將軍の日常生活に関する管中の諸雑事を掌ったことが窺われる。この職は伊勢氏では貞継のみで終ったようであるが、^⑩ 以後の御所奉行、例えば摂津満親の場合をみても、義教の將軍宣下に際して小槻宿禰周枝の持参した口宣を請取り披露するだけのために、^⑪ 前日に任命されているごとく、単なる形式的な存在となつている。^⑫ その理由は、『武家名目抄』の指摘するように、^⑬ 貞継以後伊勢氏嫡流の政所執事世襲によって、御所奉行の職掌が政所執事の職掌の一部として吸収されていった結果であろう。なお、伊勢系図の内には貞継以下の嫡流の

役職について政所執事・厩奉行と共に「殿中総奉行」^④をあげているものがある。かかる職名は系図以外にはみえず、貞継の御所奉行に由来する伊勢家の私称と思われるが、その名称と嫡流の世襲とする点では、正しく右の事情の反映と言つてよからう。

さて、二階堂行光(行照)に替つて貞継が政所執事に補されたのは康暦元年(一三七九)である。『花營三代記』同年八月二十五日条に、「政所内評定始^{七廿一} 伊勢入道沙汰始。松田丹後守 執事代」と記すのがその活動の初見で、『武家名目抄』所引の同書では「七廿二」の傍注が「伊勢入道……」の前にあり、七月二十二日を補任の日と解している。その点に關しては必ずしも明確でないが、補任後の沙汰始が八月二十五日であれば、ほぼその頃とみて大過あるまい。室町期に入つて貞継までの執事についても、鎌倉期以来の執事家二階堂氏が再任を含めてほぼ独占し、その間、栗飯原清胤・佐々木道誉が加わっていることが確認されているが^④、任期等については不明な点が少なくない。また『武政軌範』に記す京極氏の就任^④の実否も今後に残された問題であるが、ともあれこの小論の目的から当面の課題となるのは、貞継の執事登用の事情である。

このことについては、貞継補任の時期が管領職の細川頼之から斯波義将への交替の直後である点に注目され、「將軍と、その子息養育という点で親しい關係にあった伊勢氏を登用して有利に自己を進めようとした、斯波義将の政策の表われ」と推測された、一倉喜好氏の興味深い論考がある^④。確かに頼之排斥運動から、その先鋒に立つた義将の管領就任という幕府にとって最大級の事件の数カ月後に、政所執事が交替していることは注目に値しよう。また反頼之派の人々が義将の管領就任後、重要なポストについている点も看過できない。しかし、一倉氏自身も指摘されているように、この推定には義将と貞継の結び付きを示す事例が全くみられないという弱点がある。ことに貞継の卒去が、明德二年(一三九一)に至つて起る、斯波義将の越前下向(三月)、細川頼元の管領就任(四月)という頼之派の巻返し^④の渦中にあつたにもかかわらず(三月二九日)、政所執事以下の諸職は子孫^④によつてそのまま引継がれ、伊勢氏には何ら動揺を見出せないのは、義将の管領就任とは直接的な關連がなかつたことを示唆するように思われる。これまでの貞

繼の動向や、義満期に果たした政所の役割からみて、私はむしろ單純に義満の意志に沿う起用と解したい。

桑山浩然氏は「武政軌範」に列記する室町幕府の政所の機能を、「利錢・出興・替錢」以下の裁判機能と、「諸国料所年貢、土蔵酒屋以下諸商賈公役等」の「將軍家御家務」に関する立法を含めた行政機能に大別されている。^⑧ 別當が置かれなかった当代では執事が長官としてこれらの諸活動を統轄することは言うまでもないが、御所奉行や祈禱奉行をも務めていた貞和・觀応頃の執事二階堂行誼の例をみても、^⑨ 後者の機能の内には比較的早くから將軍のかなり私的な事項まで含まれていたことが窺われる。ところで、こうしてみると、これまで貞繼の体認してきた御所奉行や厩奉行、あるいは將軍家に対する私的な役務は、政所の後者の機能と表裏をなす内容と性格を持つていえる。それは当面次の二つの点で注目されよう。即ち、一つは義満との情誼的な結び付きを背景にした一連の地位上昇の経緯を考へ併せると、必ずしも外部からの圧力がなくても執事起用に對する可能性を備えていたことである。そしていま一つは、前代以来の事務官僚二階堂氏との交替が、執事の、ひいては政所全体の「將軍家御家務」へのウエイトの移行を意味することである。

一体、義満期は「將軍権力の基礎を固める作業が一応完成」した室町幕府の「極盛期」と言われている。それを可能にした諸要素については先学による多くの指摘があるが、將軍独自の権力形成の上で、政所の活動、それもここに言う「將軍家御家務」面の活動が、それを支える基盤の一つとなっていることは疑いない。例えば、「將軍権力の軍事的・財政的・政治的支柱という役割を果たした」近習体制においても、それが整備されるのは義満期であり、家柄で最も多いのは「執事家伊勢氏を典型とする政所奉行人家及び足利氏の根本被官」とされている。^⑩（伊勢庶流については後述。即ち、彼ら近習の経済的基盤が政所の管轄下にある御料所の代官職にあること、その内で伊勢一族の占める位置が大いことを含めて、政所が一つの拠点となつてみるとみることができよう。また、御料所と並んで幕府の経済的基盤となる京都の商工業者の把握、就中酒屋・土倉の支配にしても、幕府への吸収は凡そ十四世紀後半とされる。^⑪ その支配過程を含めて侍所と共に政所が所管であったことは言うまでもあるまい。

ところで、かかる活動やその促進には当然將軍による政所の強い把握が必要な前提となろう。そして、このような志向に対する政所の統轄者として、貞継が適任者としての条件を備えていたことは既記のとおりである。即ち、貞継の政所執事補任は、義満の私的な情誼と將軍権力高揚を意図する施策の一つとが相俟って実現したものと思われるのである。その意味で、補任の時期が一族有力大名の強請の前に心ならずも功臣細川頼之の追放、さらには誅罰の御教書を発せざるを得ず、將軍権力の弱さを露呈した康暦の政変直後であるのは、甚だ示唆深いものがある。また、義満の治下に始まるのもさることながら、これが將軍権力を直接支える職掌故に、貞継によって形成された將軍家との繋がりをそのまま受け継いだ嫡流が、世襲するところとなったのではあるまいか。

五

系流	人名	供奉 ^⑥	荷用 ^⑦	申次	右内書 筆書	射的始 ^⑧
嫡流	貞 信 貞 行 貞 経	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ △	○ ○ ○	
	⑤ 貞国(慶)	○	○	△		○
貞長系	貞 長	○		○	○	
	貞直(種房)	○		△	△	
	貞弥(満通)	○	○	△	△	
	貞雅(通)	○			△	
貞清系	貞 清 貞 安(宣)	○ ○	○ △			
盛経系	盛 久	○				○
	盛 秀	○	○			○
	盛 信綱	○	○			○
⑤	孫 三 郎		○			

室町初期(応永末まで)における伊勢氏一族の活動状況。△印は正長以後

これまで貞継に視点を据えてその動向を追ってきたのであるが、前にも触れたように庶流もまた大半が將軍に近侍し、惣領家の擡頭を支える重要な働きをしている。以下本節では庶流を含めた近習伊勢氏の動向と、その経済的基盤を検討してみたい。

室町期における伊勢氏の系流は、貞継系と、貞継の兄で手越河原で討死したと伝える盛経の流れを汲む系統に大別でき、さらに貞継系は活動内容を加味すると、貞信から分れる貞長系と貞清系に別けることができる。上表は

室町初期（ほぼ応永末まで）における伊勢氏一族の活動内容の一覧である。

これによると、まず嫡・庶流にかかわらずほぼ全員の役務となつてゐるのは、「帯刀」・「衛府侍」（時に「布衣」や「青侍」とも記す）としての將軍の外出における供奉である。明徳三年（一三九二）の相国寺供養には伊勢一族五名を含めて五〇名もの近習の供奉がみられるが、通常の外出では一〇名前後のようである。そして、義満期以後になるとそのほとんどに伊勢氏一族数名が名を連ね、少人数の場合は一族のみで供奉する例もみられる。「伊勢党」などと呼ばれ近習の中でも特別視される所以であろう。個々人の史料に表われる活動内容別の頻度においても群を抜いて多く、こうした將軍の親衛軍としての活動が、伊勢氏一族の根本的な役務と解されるが、そのことは同時に近習全体にもあてはまるであろう。なお、内容的に史料に表われる機会は少ないが、「荷用」や「手長」即ち將軍の配膳の任も近習が当たり、これも伊勢氏では系流に関係なく勤めたとみてよく、將軍元服や上階等の特別な儀式には「伊勢名字衆」のみで担当する例が多く、ここにも他姓の近習とはやや異なつた存在ぶりが窺われる。

將軍に近接するという点での典型の一つに「申次」がある。その職掌から幕政の機密に触れる機会も多く、またある程度の決裁権を握るので、これによつて内外への発言力を増すことは容易に推察されようが、後に「申次衆」として人事が固定するまでは、公家や側近の僧侶を除くと特に將軍と親密な間柄にある近習が適宜これを勤めている。義詮期は貞継もその一人であつたこと、開幕当初は公家や僧侶については御所奉行がその任に当たつたらしいことは前述のとおりである。ところで伊勢氏でこれを勤めているのは嫡流と貞長系に限られてゐる点が目ざされよう。支流の内この貞長系の進出が一層明確な形で表われるのは、幕府の機密に関与するという点では申次以上に將軍と密着し、応永二年以来人事が固定している「御内書右筆」である。「斎藤親基日記」に収める「代々御内書右筆次第」によれば、飯尾為種自永享八、至同十一年、布施貞熙文明七、以来、布施英基文明十巳後、至同十七年を除く一〇名は全て伊勢嫡流と貞長系で占められてゐる。また逆に、それ程重要な内容を持つとは思われない始の射手は、盛経系に集中してゐる。

即ち、当期における庶流の活動は、ほぼ全員が近習となり、嫡流を頂点とした三角形をなしてこれを支えているが、

この内では嫡流に近い系流程社会的地位も高く、將軍に近接する重要な職掌を持っていたと言える。

最後に経済的な基盤に触れておきたい。残念ながら史料上それが豊富になるのは寛正年間頃からで、当期の実情を示すものは乏しく、それも嫡流に限られてくるが、まず『東寺文書』（『後鑑』所載）に左記の史料がみえる。

東寺西院造管料所參河国山中郷年貢貳百貫之事。造畢之程。可_レ致_二其沙汰_一之由、伊勢尾張守貞行就_二申請_一。被_二宛行_一畢、可_レ被_二存知_一之状。依_レ仰執達如_レ件。

明徳二年十月十九日

〔細川頼元〕
右京大夫判

東寺供僧圖中

闕所地を含む多くの御料所の代官職の割当がどのような形で行なわれたかは興味を引く問題であるが、これが貞行の「就_二申請_一」宛行なわれているのを見ると、多分に將軍との情誼関係の濃淡に左右されるところがあったようである。応永十三年（一四〇六）には「伊勢入道所領相模野比村」と、上杉長基知行の「參河国吉良庄内家武」とが相博されているが、^⑧後者は御料所となつていたので、「常誠所領」と記す野比村もこの時点までは貞行（法名常誠）が預つていた御料所と思われる。また貞行の嫡子貞経は常陸国中郡庄の代官職を得ていることが『円覚寺文書』^⑨から知られるが、さらに貞経に関しては『花營三代記』応永三十一年十一月二十九日条に「貞経預御厩御料所員数入道照心ニ可_レ注之由直_{〔承マ〕}・命也」と、員数を注するからにはある程度の数にのぼるであろう「厩御料所」を一括して預つて注目される。前述のごとく嫡流は厩奉行を世襲し、貞経についてもこの前年に厩奉行としての活動がみられるが、^⑩降つて貞宗も文正元年当時厩料所を預つていた形跡があり、^⑪天文七年（一五三八）頃には「厩料所近江梅津西浜庄」を貞孝が預つている。即ち、極めて断片的な史料で現時点での速断は無理であろうが、厩料所を一貫して伊勢氏の嫡流が預つた可能性があり、もしそうであれば厩料所を厩奉行が管理するという原則が推測され、遡つて貞継の厩奉行起用もそうした事情が加わつたことを考慮する必要があるであろう。なお、これも具体的地名は明らかでないが、早く応安元年（一二三八）四月の義満元服に際して、その装束は「以_二料所年貢_一伊勢入道（貞信）沙汰進_レ之。御服所調達。奉行方申付之」と、伊

勢入道（貞継であろう）が沙汰しており、御料所の代官職を得ていたことを推測させる。

既記の貞信が上総国三カ郷と相博した尾張国富田庄については現在のところ御料所との徴証はないが、このように概観しても御料所の代官職が当時の伊勢氏の経済的基盤となっていたことは疑いない。しかもその依存度が極めて高かったことは、二年前に借用した百貫文を御料所常陸国中郡庄の年貢を以て返済せんとするが押領のため果たされず、弁明の書を送っている貞経の行動からも窺われる^④。当期の庶流については史料が見当たらないが、例えば「康正二年造内裏段銭并国役引付」（『群書類従』雑部）の担当者中に「伊勢因幡入道」（貞勝）・「平三左衛門尉」（貞憲）・「肥前守」（盛富）・「備前入道」（貞弥？）・「左京亮」（貞綱？）・「彦左衛門」（盛国？）等の庶流がみられることをもってしても、嫡流と同様に御料所の代官職に依っていたことは間違いない。

以上、伊勢氏の表面的な動きを追うことに終始したが、紙数も尽きたので、中期に至って顕著となる擡頭の、直接の根拠となると思われる役職や將軍家との私的な繋がりは、ほとんど義満期における貞継によって形成されたこと、また庶流を含めた一族の大半が將軍の家産体制内であって、軍事的・経済的に將軍権力を支える役割を果たしたことを要旨として、ひとまず筆を置きたい。この小論で言及できなかつた政所執事としての活動の実態や、幕府全体からみた伊勢氏の位置づけ等、いずれも今後の課題である。

注

- ① 具体的事例の他に、被官人の罪科によって没収された所領は貞親に宛行なわれる恩典もあった（『沢巽阿弥覚書』続群書類従 雑部）。
- ② 例えば『大乘院寺社雑事記』文正元年九月九日条。軍事力においても関・長野衆を被官化しているなど、かなりのものを持つていたことが窺われる。
- ③ 『後鑑』（『新訂国史大系』）文正元年七月七日条頭注。
『増補国史大系』）
- ④ 菅見では、一倉喜好氏「政所執事としての伊勢氏の擡頭に ついて」（『日本歴史』一〇四号）を知るに過ぎない。その要旨は後に本文に引く。なお、応仁の乱を中心とした貞親については、永島福太郎氏「応仁の乱」（日本歴史新書、至文堂）が有益である。
- ⑤ 「伊勢守殿御系図」（『沢巽阿弥覚書』所載）。「寛政重修諸家譜」平氏季衡流 伊勢。共に建武元年とするが、元弘三年か。
- ⑥ 書陵部蔵。巻末に嫡流の戒名や没年、年令、女中の略記がある。多くの系図中では「尊卑分脈」と共に信憑性が高いも

のと思われる。

⑦ 『巴覚寺文書』(『千葉県史料』三〇七号)。なお「沙弥」を「道貞」とすれば貞信自身である。

⑧ 「称名寺領東盛義跡三分一分付文書案」(『金沢文庫文書』五四四三号)。佐藤進一氏『鎌倉幕府守護制度の研究』参照。

⑨ 『蜷川家本伊勢系図』・『沢巽阿弥覚書』所載「伊勢守殿御系図」・「伊勢系図」(『続群書類従』系図部)他。

⑩ 白井信義氏「尊氏の父祖」(『日本歴史』二二五七号)。佐藤進一氏前掲書。

⑪ 「尊卑分脈」・『小田原記』・「伊勢系図」(『続群書類従』)。

⑫ 「御評定着座次第」(『群書類従』武家部)『花宮三代記』(『群書類従』雑部)に「応安」永和にかけて「伊勢孫二郎」・「伊勢孫三郎」・「伊勢孫四郎」・「伊勢弥三郎」の名がみられる。しかし、例えば「応安」七年正月十日の場合、『花宮三代記』は「孫三郎」、御評定着座次第は「孫二郎」とし、永和二年正月八日の場合は「御評定着座次第」が「孫四郎」とするのに対し、『後鑑』所引の同書が「孫三郎」と記すように、全て同一人物と思われる。

なお貞冬については、続類従本「伊勢系図」に「孫十郎(『重修諸家譜』は「孫七郎」)備後守、義満公之師範。三代之奉公」と記す。

⑬ 『蜷川家本伊勢系図』。『常楽記』(『群書類従』雑部)も同年三月卒とする。

⑭ 「朽木文書」(『大日本史料』第六編之一)。建武元年九月廿七日条。なお『供奉交名』(書陵部蔵)も虫喰部まで全く同一内容である。

⑮ 『師守記』(『史料纂集』)康永四年八月廿九日条。『園太暦』

同日条所引「二階堂伯耆入道本記」。なお後者は「伊勢勘解由左衛門尉」を「貞経」と注記するが貞継の誤りであろう。

⑯ 『太平記』(『日本古典文学大系』三〇) 御所困事。

⑰ 『太平記』三〇 清氏叛返ノ事付相模守子息元服事。

⑱ 「伊勢系図」(『寛政重修諸家譜』)貞継の項に、「今の呈譜」として「寶篋院義詮の侍妾貞継が邸をいて鹿苑院義満をうむ。貞継夫婦これを養育せし因により、子孫累世世利家の飯の父母となる」とみえる。白井信義氏『足利義満』(『人物叢書』38吉川弘文館)も、義満が貞継邸で誕生し「幼時は伊勢邸で養育された」と記されているが、いつ頃までの事かは明記されていない。

⑲ 『花宮三代記』永和三年正月十二日条。同書永和四年十二月廿五日条。『愚管記』(『文科大学史誌叢書』)永和四年十月十五日条。

⑳ 『建内記』(『後鑑』所引)嘉吉元年五月廿五日条所引「良賢(清原)記」。なお明德四年十一月二日の矢開の儀の惣奉行は貞行が務めたようである(『室町元服拜賀記』(『大日本史料』第七編之一)。

㉑ これが貞国邸か貞経邸かについては史料に混乱があつて速断できない。『満濟准后日記』等によって、永享三年八月三十日貞経が義教の怒りに触れて政所執事以下の諸職は弟貞国が継ぎ、以後この系流が執事家となったことは誤りないが、義勝の養育については「御産所日記」をはじめ「公名公記」(『後鑑』所引)、「慈照院殿御髪置記」等は貞国邸とするのに對して「建内記」は屢々「伊勢貞経宿所 是若公御所也」と記している。両者が同居していたとすれば矛盾しないが、検討の余地があろう。いずれにしても伊勢氏によって養育されたことに変わりはない。

22 『蔭涼軒日録』寛正六年十二月廿日条、他。

23 例えば『蔭涼軒日録』文正元年二月廿八日条、『斎藤親基日記』（『群書類従』武家部）同日条、『蛭川親元日記』（『文化大学史誌叢書』寛正六年二月廿五日条）。

24 管見の限りでは、『師守記』貞治二年三月四日条を初見とする。

25 例えば『空華日工集』（『後鑑』所引）永徳元年十月六日条、同十月十三日条。『師盛記』（『後鑑』所引）至徳二年八月廿四日条、同九月五日条、等。

26 『兼直公記』（『後鑑』所引）応永九年正月四日条。

27 『蛭川親元日記』寛正六年四月廿一日条。

28 例えば『師盛記』至徳二年八月廿四日条。

29 『花營三代記』応永三十二年正月一日条。『滿濟准后日記』永享元年正月十三日条。

30 その例は枚挙に遑がなく、『滿濟准后日記』をみても行事のほとんどにその事が記されている。

31 『上杉家文書』（『大日本古文書』家わけ十二）「足利直義御教書」。

32 佐藤進一氏「室町幕府論」（『岩波講座日本歴史』7）参照。

33 『花營三代記』応安四年十一月廿五日条。

34 『武家名目抄』（『増訂故実叢書』職名部御厩別当・厩奉行の項。『伊勢系図』諸本）。

35 伊勢系図や、その後半部は伊勢氏の手になると思われる『花營三代記』では厩別当と記す例もみられるが、その内実は前代の別当とは異なる点で、明確に区別して考える必要があらう。

36 『吾妻鏡』（『新訂国史大系』増補国史大系）文治五年十二月九日条、同書

建保元年九月十二日条。

37 一倉喜好氏「丹波桐野河内村における室町幕府権力の失墜」（『日本歴史』一三二号）によれば、供御料所を例にとると、使途指定の御料所の呼称と実際の使途は一致するとされている。

38 『松田家記』（『後鑑』所引）。

39 『武家名目抄』職名部、御所奉行の項。『祇園執行日記』観応元年三月十八日条「行三階堂三川入道將軍御所奉行許一見参」と、『祇園三鳥居建立記』貞治四年六月十七日条「予参等持寺二以三御所奉行霜臺禪門二御願鳥居入眼目出之由申入了檜葉二同申了」の記事をあげる。

40 『明翰抄』（『武家名目抄』所引）によれば、以後中期（後期の御所奉行として、松田・清・布施・斎藤・諏訪・飯尾・中沢等の奉行人家の人名を列記している）。

41 『普広院殿元服記』（『群書類従』武家部）。

42 『武家名目抄』職名部 御所奉行の項。

43 『蛭川家本伊勢系図』に「御所奉行」と記す以外は、職名をあげたものは全て「殿中給奉行」とする。

44 佐藤進一氏「室町幕府開創期の官制体系」（『中世の法と國家』）所収。

45 『武政軌範』（『佐藤進一編』『中世法制史料集』第一巻附録）「政所沙汰編、一執事人躰事」。

46 一倉喜好氏注④論文。

47 系図の伝えるところでは猶子貞信が諸職を継いだことになっているが、管見の限りでは確実な史料で貞信の執事としての活動を見出せず、その嫡子貞行が、貞信の卒去（応永八年七月十七日、六七歳）よりかなり早くから執事となっていたふしがあり（例えば前引明徳四年の『室町元服拝賀記』に

「惣奉行伊勢守貞行于時政所」とみえる)、或いは貞継の家督は孫の貞行が継いだとも考えられる。いずれにしてもここで直ちに断定できないので暫く保留し後考に俟ちたい。

④⑧ 桑山浩然氏「中期における室町幕府政所の構成と機能」(『日本社会経済史研究』中世編)。

④⑨ 『園太暦』文和二年九月廿五日条。注②⑨及び佐藤進一氏前掲(注④④)論文。

⑤⑩ 佐藤進一氏前掲(注②⑨)論文。

⑤⑪ 福田豊彦・佐藤堅一氏「室町幕府將軍權力に関する一考察」(『日本歴史』二二八・二二九号)。

⑤⑫ 小野晃嗣氏「室町幕府の酒屋統制」(『史学雑誌』四三編七号。桑山浩然氏「室町幕府経済機構の一考察—納錢方・公方御倉の機能と成立—」(『史学雑誌』七三編九号)。佐藤進一氏前掲(注②⑨)論文。

⑤⑬ 『花管三代記』康暦元年九月五日条。

⑤⑭ 貞国系が執事家となるのは永享三年以後である。注②⑩参照。

⑤⑮ 确实な根拠はないが、通称に「孫」を冠するのは当時では貞冬のみであり、一応貞冬もしくはその子と推定する。注②⑩参照。

⑤⑯ 比較的纏った記載があるのは『花管三代記』・『相国寺供養記』(『群書類従』釈家部)・『八幡社参記』(『群書類従』神祇部)・『室町殿春日詣記』(『後鑑』明德二年九月十五日条所引)等である。

⑤⑰ 『御評定着座次第』・『花管三代記』を主とした。

⑤⑱ 『御的日記』(『続群書類従』武家部)に依った。

⑤⑲ 『相国寺供養記』。

⑤⑳ 『花管三代記』応永二十八年〜三十二年間は供奉者の記録

の感があるが、ほぼ一〇名前後が名を列ねている。

⑥① 例えば『兼宣公記』(『後鑑』所引) 応永廿四年十二月十三日条。『薩涼軒日録』延徳三年八月廿七日条。

⑥② 『伊勢守貞行以下近習輩』(『迎陽記』 応永六年五月十一日条)、『伊勢守一門近習者自一番至五番』(『大乗院寺社雑事記』延徳三年十月朔日条)といった表現がよくみられるのも、その中心的存在とみられていた裏書きと思われる。

⑥③ 例えば『普広院殿御元服記』・『康富記』(『史料大成』康正元年八月廿七日条)。

⑥④ 福田豊彦・佐藤堅一氏前掲論文。

⑥⑤ 史料的价值は低いが『南方紀伝』(『改史籍集覽』通記類)には、応永五年義満が武家の三職七頭家を定め、また伊勢貞行を奏者としたことが記されている。さらに『教言卿記』(『史料纂集』 応永十五年十月八日条に「北山殿以御使公家方事ハ裏松申沙汰、武家方事伊勢入道(貞行・常誠)可申沙汰之由被仰云々」とあり、申次としての中心的存在であったことが窺われる。

⑥⑥ 表示した人物以外には、貞勝(貞仲)・貞親・貞宗・貞照がみえる。

⑥⑦ 執事家となる以前の貞国が一度みえるが、例えば盛秀の如きは一七度と、頻度において圧倒的に盛経系が多い(『御的日記』)。

⑥⑧ 『上杉家文書』 応永十三年四月廿三日、同八月十七日付、上杉安房入道宛義満袖判御教書。

⑥⑨ 奥野高広氏『足利義昭』(『人物叢書』55) 幕府御料所表。

⑥⑩ 『巴覚寺文書』(『鎌倉市史』史料篇) 變読院侍衣禪師宛伊勢貞経書状(年次不詳)。

⑥⑪ 『花管三代記』 応永三十年十二月廿七日条。

⑦② 『蔭涼軒日録』文正元年六月五日条。

⑦③ 『大館常興日記』(『文科大学史誌叢書』)天文七年十月十四日・同九月廿二日条。

⑦④ 『鹿苑院殿御元服記』(『群書類従』武家部)。

⑦⑤ 前引『円覚寺文書』(注⑦⑥)。

(付記)

本稿は昭和四十五年度関西大学大学院修士論文「中世武家故実に関する基礎考察―伊勢流故実を中心として―」の一部を若干訂正したものである。修士論文作成に当たり、末永雅雄先生・横田健一先生に懇切な御指導を賜わった。ここに記して衷心より謝意を表する次第である。